

令和3年度  
埼玉県民間事業者  
CO<sub>2</sub>排出削減設備導入補助金  
【CO<sub>2</sub>排出削減設備導入事業】  
(中小規模事業所向け)

[募集要領]

中小規模事業所用

令和3年4月  
埼玉県環境部温暖化対策課

この募集要領の対象は「中小規模事業所(大規模事業所以外の事業所)」です。  
※大規模事業所は大規模事業所用募集要領を参照ください。

## 補助金を交付申請・受給される皆様へ

埼玉県民間事業者 CO<sub>2</sub> 排出削減設備導入補助金（以下、「本補助金」といいます。）は、埼玉県（以下、「県」といいます。）の公的資金を財源としていることから、県として適正な執行を行うとともに、不正行為に対しては厳正に対処いたします。

したがって、本補助金の交付申請をされる方、交付決定により本補助金を受給される方は以下の点を十分認識された上で本補助金の申請・受給を行っていただきますようお願いいたします。

- 1 本補助金の申請者が提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- 2 県から資料の提出や修正の指示があった場合には速やかに対応してください。適切な対応をいただけない場合、交付決定の取消等を行う場合があります。
- 3 手続きを迅速に進めるため、交付申請書を提出いただく際は、書類の不足や不備等がないことをご確認いただきますようお願いいたします。
- 4 本補助金の交付決定を通知する前において、工事に着手（発注等を含む）した場合は補助金の交付対象とはなりません。
- 5 本補助金で取得、又は効用の増加した財産等を当該財産等の財産処分制限期間（法定耐用年数等）内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。）しようとするときは、事前に処分内容について承認を受けなければなりません。なお、県は必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
- 6 偽りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合等には、本補助金の受給者及び関係者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。
- 7 調査の結果、不正行為が認められたときは、当該関係者の名称を公表するとともに、本補助金に係る交付決定の取消を行うとともに、受領済みの補助金額のうち取り消し対象となった額に10.95%の加算金を加えた額を返還していただきます。

### 《前年度からの主な変更点》

照明設備に関する変更 (4 ページ)	・ 補助率 1 / 4 へ変更 ・ 補助上限額 3 7 5 万円へ変更
費用対効果の算出方法の一部変更 (4 ページ)	・ 財産処分制限期間 (10 年。法定耐用年数が 10 年未満のものはその法定耐用年数) を使用
補助金を受けるための遵守事項の追加 (5 ページ)	・ 埼玉県 SDGs プラットフォーム入会 ・ 年間 CO <sub>2</sub> 削減量 3 トン以上 など
審査時の優先項目の一部変更 (11 ページ)	・ 照明設備以外の事業を優先採択 など

※申請は、郵送（一部メール）に限ります

令和3年4月26日（月）～6月4日（金）まで [必着・厳守]

## <目次>

1. 事業の概要	
(1) 目的	1
(2) 補助対象者	1
(3) 補助対象事業所	2
(4) 補助対象事業	2
(5) 補助対象事業における留意点	2
(6) 補助対象経費	3
(7) 補助率及び上限額	4
(8) 補助の条件	5
(9) 補助事業の申請・実施にあたっての遵守事項	5
(10) 申請者及び交付先	6
(11) 事業スケジュール	7
2. 申請	
(1) 申請期間	8
(2) 申請方法	8
(3) 申請の代行	8
(4) 申請にあたっての留意事項	9
(5) 申請必要書類	9
(6) 審査・選定	11
(7) 審査・選定にあたっての留意事項	12
(8) 交付決定	12
3. 補助対象事業の実施	
(1) 事業の開始	13
(2) 事業内容等に係る変更	13
(3) 補助対象事業の状況報告	13
(4) 補助対象事業の廃止	14
(5) 実績報告	14
4. 実績報告以後	
(1) 補助金額の確定、補助金の交付	15
(2) 交付決定の取り消し	15
(3) 導入効果報告書の提出	15
(4) 補助金の経理	15
(5) 補助事業により取得した財産の管理	16
✓省エネルギー診断の受診について	17
✓ESCO契約の概要	18
✓ESCO事業における対象範囲等	18
✓本補助金と「埼玉県環境みらい資金融資」との併用活用のご案内	19

# 1. 事業の概要

## (1) 目的

本県では、地球温暖化対策を推進するに当たり、中小企業を含め県内事業所における一層の省エネルギー化を推進し、企業のエネルギーコストの抑制を図り、環境に配慮した事業活動を促進しています。

そこで、事業活動における地球温暖化対策を促進するため、民間事業者が県内に所在する事業所において実施するCO<sub>2</sub>排出量の削減に資する設備導入について、その費用の一部を県が補助し、自立的な省エネルギー、温室効果ガスの排出量削減を支援するものです。なお、本補助事業は、「埼玉県民間事業者CO<sub>2</sub>排出削減設備導入補助金交付要綱」（以下「要綱」といいます。）に基づき実施する事業です。

## (2) 補助対象者

補助金の交付対象となる事業者（以下、「補助対象者」といいます。）は、次の①または②のいずれかに該当し、③の要件を満たすことを要します。なお、補助対象者に該当する場合であっても事業活動内容等から県が不相当と認める者は対象外とします。

①民間事業者（埼玉県内で事業活動を営んでいる法人及び個人事業主。ただし、会社にあつては、埼玉県中小企業振興基本条例（平成14年12月24日条例98号）第2条の規定に基づく中小企業者に限る。）で次の要件に該当する者。

- ア 埼玉県内に所在する事業所において、一年以上継続して事業を営んでいること
- イ 法人県民税、法人事業税（個人事業主の場合は、個人県民税及び個人事業税）等、納付すべき税金を滞納していないこと
- ウ 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと
- エ 補助金の交付決定の日までに「埼玉県SDGs官民連携プラットフォーム」に入会していること。ただし、入会対象外の場合を除く。

②契約により、①と共同して本事業を実施するリース事業者又はESCO事業者で、次の要件に該当する者。

- ア 補助対象事業の着手の日までに共同事業における、リース契約又はパフォーマンス契約が締結されていること
- イ 上記アの契約におけるリース料又はESCOサービス料について、補助金額に相当する金額が減額されていること（当該契約は補助対象経費の増減に伴い見直しをすること）
- ウ 当該補助金の条件の履行の責務を共同して負うこと

③要綱第3条第3項に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団関係者等に該当しないこと。

### (3) 補助対象事業所

補助対象者が所有又は使用する、埼玉県目標設定型排出量取引制度における大規模事業所以外の事業所であって、申請時点で稼働期間が1年以上※の県内に所在する事業所とします。ただし、官公庁及び県が不相当と認める事業所は対象外とします。

なお、補助対象者が賃借等で使用している等、所有していない事業所については、所有者の承諾を要します。この場合の承諾は、賃貸不動産等において設備導入等の補助事業を行うことに対しての承諾を得てください。

※再生可能エネルギー利用設備を設置する事業所は、申請時点で稼働期間が1か月以上とする。

### (4) 補助対象事業

補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」といいます。）は、補助対象事業所において、現在のCO<sub>2</sub>排出量を削減するために必要な設備整備事業で、次の要件を満たす事業とします。

- ・年間CO<sub>2</sub>削減量が3トン※以上の事業

※対象設備の導入前と導入後の年間エネルギー使用量を比較して、CO<sub>2</sub>排出量に換算した際に削減量が3トン以上となるもの。

電力使用量の場合、約6,100kWhの削減量です（6,100kWh×0.495(排出係数)÷1,000≒3t）

(補助対象事業の例)

省エネ設備導入事業の例	
・再生可能エネルギーの利用設備（全量売電目的は対象外） 太陽光発電設備（太陽光発電設備と組み合わせた蓄電池設置を含む） など	
・既存設備の燃料転換による更新 重油焚ボイラーの都市ガスやLPG等への燃料転換 など	
・高効率省エネルギー設備への更新 高効率空調設備、ボイラー本体設備、コンプレッサー設備の高効率化、インバータ制御等の導入、ヒートポンプ導入、照明のLED化 など	

### (5) 補助対象事業における留意点

- ・導入する設備は、償却資産台帳（固定資産台帳）に法令で定められた法定耐用年数で登録し、財産処分制限期間中管理し、使用し続けることを要します。これらの財産処分制限期間満了前に設備を廃棄、除却、処分等した場合のほか、償却資産台帳等に計上しない場合（修繕費で対応する等）は本補助金の返還対象となります。
- ・財産処分制限期間とは、事業完了後10年間（法定耐用年数が10年未満のものにあつてはその耐用年数）とします。
- ・省エネ(省CO<sub>2</sub>)に資するものでないと県が判断した場合、補助対象とはなりません。

## (6) 補助対象経費

補助対象経費は補助対象事業の実施にあたり、次の経費のうち必要不可欠な経費であって県が認めるものとします。なお、補助対象経費に、自社製品、自社施工に係る調達分、又は関連事業者からの調達分（施工含む）がある場合、利益等の排除を行った額を補助対象とします。

### 【対象経費】

項目	省エネ設備導入事業	ESCO事業
設備費	設備費、必要不可欠な付属設備	
		改修後のエネルギー使用量に関する計測機器、エネルギー管理設備（電気機器の台数制御や出力制御等を自動的に行う機能を有するもの）
工事費	労務費、設計費、材料費、消耗品・雑材料費、直接仮設費、試験調整費、立会検査費、機器搬入費 など	

(注1) 複数設備を導入する場合(例:空調とLED更新)、それぞれの設備ごとに経費を分けてください。

(注2) 要綱で定める他の事業(スマート省エネ技術導入事業、暑さ対策設備等導入事業など)と併用して申請する場合、労務費や直接仮設費など共通する経費を重複して申請することはできません。

### 【対象外経費】

補助対象事業を行うために必要な経費（総事業費）のうち、次の経費は補助対象外です。	
・撤去費、移設費、処分費、共通仮設費	
・既存設備等の劣化などに伴う現状復帰費、修繕費、補修費（照明の球替え等を含む）	
・諸経費等（内訳が不明瞭な経費）	
・照明設備において灯具本体の更新を伴わない「光源単体」での導入、平時は点灯しない非常灯	
・工事費以外の経費（通信費、光熱水費、旅費、振込手数料等の事務費、一般管理費 等）	
・消費税及び地方消費税相当額	
・過剰とみなされるもの、汎用性のあるもの、増設されるもの、予備若しくは将来用のもの ※ 更新前の設備よりも仕様上能力の高い設備に強化する、更新前よりも台数を増やすなど、更新前の能力及び台数等を超えて更新するものは原則、過剰と判断されます。ただし、小型分散化による台数増加や、大型集約化による能力強化については、更新前の設備能力の範囲内で認められます。	
・本事業以外においても使用することを目的としたもの	
・中古の設備、居住用途に係る設備の導入	・車両の購入
・土地の取得及び貸借に要する経費 (一時的であって、補助対象工事の請負業者が施工上直接必要な貸借は除く。)	
・再生可能エネルギー利用設備で、余剰売電相当分の経費（自家消費相当分のみ補助対象経費）	

※申請の際は、原則2社以上の見積書の提出が必要となります。

## (7) 補助率及び上限額

### ア 対象設備が照明設備以外

補助率及び上限額は次のとおりとし、補助率による算出額と上限額のいずれか低い額が補助金交付申請額の上限となります(1万円未満切り捨て)。

補助率	上限額
補助対象経費の3分の1	500万円

### イ 対象設備が照明設備

対象設備が照明設備である場合、補助率及び上限額は次のとおりとし、補助率による算出額と上限額のいずれか低い額が補助金交付申請額の上限となります(1万円未満切り捨て)。

補助率	上限額
補助対象経費の4分の1	375万円

### ウ 対象設備が照明設備以外と照明設備の両方の場合

補助率及び上限額は設備ごとに算出し、それぞれの補助率による算出額と上限額のいずれか低い額が対象設備ごとの上限となり(1万円未満切り捨て)、かつ合計で500万円までが補助金交付申請額の上限となります。

補助率	上限額
ア 補助対象経費の3分の1	500万円
イ 補助対象経費の4分の1	375万円
かつ、アイ合計で	500万円

### 【アイウ共通】

- 補助対象経費の額が30万円以上の事業を対象とします。
- 費用対効果<sub>※1</sub> 5万円以下の事業を対象とします。
  - ※1 費用対効果＝補助金申請額÷(年間CO<sub>2</sub>排出削減予測量×財産処分制限期間<sub>※2</sub>)
  - ※2 財産処分制限期間は10年(法定耐用年数が10年未満のものはその法定耐用年数)。
- 1者が複数の事業所において補助事業を実施する場合は、事業所ごとに申請してください。ただし、上限額はすべての申請合計で500万円までとなります。

国の補助金等を含めて、要綱で定める補助金以外の補助金等との併用はできません。(CO<sub>2</sub>排出削減設備導入補助事業(大規模事業所)、スマート省エネ技術導入事業及び暑さ対策設備等導入事業との併用は可)

## (8) 補助の条件

補助対象者は、次の条件をすべて満たす必要があります。

- ①補助対象者は、補助対象設備の稼働後1年間の実績について、「導入効果報告書」（様式第5-1号）を稼働から1年後に県に提出すること。
- ②補助対象者は、補助事業に関する効果測定等について、県が必要と認める範囲内において、県による現地確認、報告、資料提供その他に協力すること。
- ③補助対象者は、補助対象事業によるCO<sub>2</sub>削減量の削減効果の達成を約束すること。
- ④直近の年間エネルギー使用量（原油換算値）が100キロリットル以上の事業所は、3（5）の実績報告までに、指定する機関による省エネルギー診断を原則、受診していること（ESCO事業の場合は除く）。指定する診断機関は16ページを参照のこと。
- ⑤補助対象者は、補助金交付要綱で定める補助金以外の一切の補助金又は助成金を受給していないこと。

## (9) 補助事業の申請・実施にあたっての遵守事項

- ①埼玉県SDGs官民連携プラットフォームに入会していること。ただし、入会対象外の場合を除く。
- ②年間CO<sub>2</sub>削減量が3トン以上の事業であること。
- ③補助事業が太陽光発電設備導入に係る事業である場合、本補助事業に申請する前に県又は関係市町村等の関係行政機関に相談又は協議を行い、必要な手続きを把握しておくこと。
- ④補助金の交付決定前に補助対象事業の工事に着手（発注等を含む）していないこと。
- ⑤補助金交付決定後、補助事業等に要する経費の配分又は補助事業等の内容の変更をすることは、要綱第13条に基づき変更（廃止）承認申請書又は事業変更届（軽微な変更の場合）を知事に提出すること。
- ⑥施工業者に事業費を支払う方法は原則として金融機関による振込（現金払い）とし、これ以外の方法による場合は事前に県の承諾を得てから支払うこと。
- ⑦補助事業により整備した設備は、申請した使用・管理する期間（法定耐用年数）どおり償却資産台帳（固定資産台帳）に登録すること。また、原則として財産処分制限期間（10年間。ただし法定耐用年数が10年未満のものはその法定耐用年数）中は、県の承認を受けることなく財産処分しないこと。
- ⑧補助対象者は、補助事業の経費についての収支簿を備え、他の経理と明確に区分して

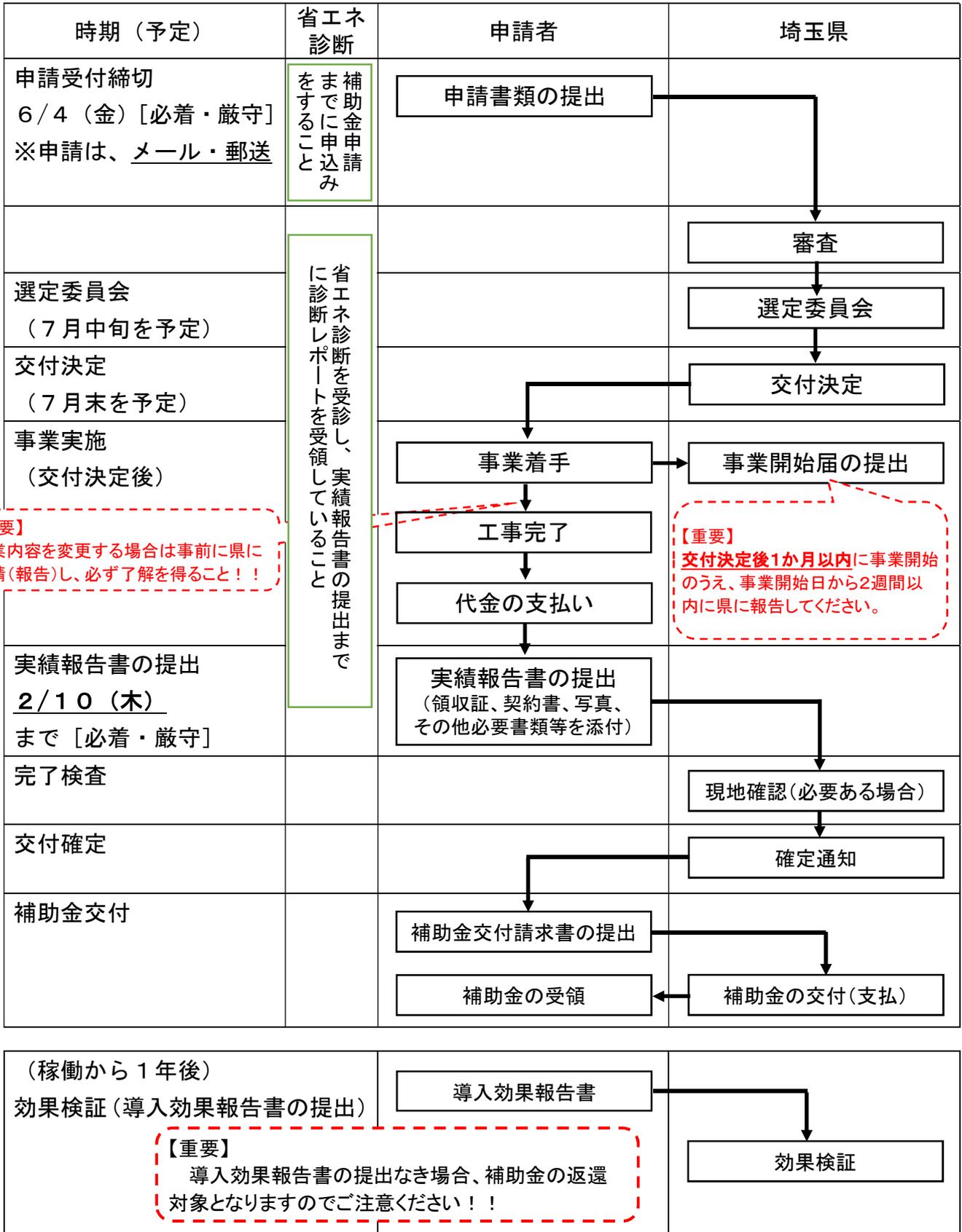
補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておくとともに、証拠書類を整備すること。また、当該経理に係る書類は、補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存すること。

#### (10) 申請者及び交付先

本補助金の交付先は、申請書の区分により、次のとおりとなります。

区分	補助対象事業	申請者	補助金交付先
①	民間事業者が行う補助対象設備等を導入	民間事業者	民間事業者
②	①で補助対象設備等をリース会社が調達する場合	民間事業者及びリース事業者の連名	リース事業者
③	ESCO事業（ギャランティード・セイビングス契約）	民間事業者及びESCO事業者の連名	民間事業者
④	ESCO事業（シェアード・セイビングス契約）	民間事業者及びESCO事業者の連名	ESCO事業者
⑤	③で補助対象設備等をリース会社が調達する場合	民間事業者、ESCO事業者及びリース事業者の三者連名	リース事業者
⑥	④で補助対象設備等をリース会社が調達する場合	民間事業者、ESCO事業者及びリース事業者の三者連名	リース事業者

(11) 事業のスケジュール



※ 実績報告書の提出最終期限は令和4年2月10日（木）となっていますので、事業スケジュール作成にはご注意ください。

## 2. 申請

### (1) 申請期間

申請は、郵送（一部メール）に限ります。

**(郵送) 令和3年4月26日(月)～6月4日(金)まで [必着・厳守]**

※やむを得ず持参する場合は、事前予約制となります。ご予約なく来庁された場合は、当日は受付できない場合があります。新型コロナウイルス感染拡大防止に御協力をお願いします。

※記入の不備、書類の不足等のある場合、申請書を受理することができません。担当者が指定する期日までに再提出がない場合は、受理できない場合がありますので、ご注意ください。

### (2) 申請方法

申請に必要な書類の種類によって、郵送と電子メールの2つの方法に分かれています。

#### ①書類による提出

「郵送で提出いただく書類」の提出先は次のとおりです。提出の方法は、信書による郵送に限ります。

#### (書面提出先)

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1  
埼玉県環境部温暖化対策課 計画制度・排出量取引担当あて

**【重要】**郵送は信書を送付することができる方法(郵便、レターパック等)に限ります。そのため、信書を送ることができない宅配便、メール便、ゆうパック、ゆうメール、ゆうポケット、クリックポスト等では受付できない場合があります。

#### ②電子メールによる提出

「メールで提出いただく書類」は電子データを必ず県に提出してください。なお、提出にあたっては、メールの件名を「CO2排出削減設備導入補助事業計画書(申請者名)」としてください。

※事業計画書(様式第2号)はPDF化せずExcelファイルを送ってください。

#### (電子メール送信先)

a3030-04@pref.saitama.lg.jp

### (3) 申請の代行

本補助金の申請は、事業者本人によるものとし、行政書士等の有資格者以外の者(設備業者等)による代理申請はできません。

ただし、やむを得ず持参による申請をするにあたり、事前予約のうえ設備業者等が申請者と共同して来庁する場合は代理申請に該当しません。また、ESCO業務、リースに

よる場合など、連名による申請の場合は申請者のうち1名による持参で構いません。

#### (4) 申請にあたっての留意事項

- ・県から修正、再提出のほか、書類の追加提出を依頼する場合があります。この場合、速やかに対応ください。ご対応なき場合、補助対象とならない場合があります。
- ・申請書類等は、本件審査以外には使用しません。また、採択、不採択にかかわらず、ご返却できません。

#### (5) 申請必要書類

申請に必要な書類は次のとおりです。「電子メールで提出する書類」と「郵送で提出する書類」があり、どちらも提出いただきますので、ご注意ください。郵送で提出する書類については、①～⑫の順序で揃えて、インデックス付の中仕切りを挿入する等して、書類一式はA4ファイルに綴じて提出してください。

#### 【電子メールで提出いただく書類】

書類	説明
交付申請書（様式第1号）	押印不要
重要事項確認書	押印不要
事業計画書（様式第2号）	PDF化せずお送りください
省エネ診断の申込書	県の診断を受診する場合（事前に申込済の場合は不要）
※上記の書類は埼玉県ホームページからダウンロードしてください (URL <a href="http://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/co2hojo.html">http://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/co2hojo.html</a> )	

#### 【郵送で提出いただく書類】

順序	書類	説明
①	申請時チェックリスト（必ず添付してください）	企業名記載、チェック確認
②	見積書の写し（原則、2者以上）	発行後3ヶ月以内かつ有効期間内であって見積者印のあるもの
③	施工予定設備のカタログやシミュレーション	CO <sub>2</sub> 排出量算出の数値根拠が確認できる資料。
④	現況設備（更新前）の写真	全景を撮影する場合はどこに設備があるのか分かるようにすること。
⑤	図面（全体配置図など）	図面に導入前後の設備の位置、型番を④の写真と照合して確認できるように記載すること。
⑥	(法人) 登記事項証明書（履歴事項全部証明書） (個人) 市町村が発行する営業届出済証明書等	発行後3ヶ月以内のもの

次ページへ続く

順序	書類	説明
⑦	県内にある県税事務所 <sup>※1</sup> が発行する次の税目について滞納額がないことを証する納税証明書 (法人) 法人県民税・法人事業税 (個人) 個人事業税・個人県民税 <sup>※2</sup> ※1 納税証明書の交付については、原則、住所又は事業地を管轄する県税事務所に請求してください。 ※2 個人県民税は市区町村での発行になります。お問合せは各市区町村へお願いいたします。なお、滞納額(又は未納額)がないことの証明書の取扱いがない場合は「県民税の納税証明書」を取得してください。	本店所在地が県外であっても埼玉県内にある県税事務所発行のもの (ESCO事業者、リース事業者は本店所在地の都道府県税事務所発行のもの)
⑧	確定申告書(決算書)の写し(直近1年度分)	(法人) 確定申告書別表及び勘定科目内訳明細書も必要 (個人) 確定申告書Bの他に、青色申告者は青色申告決算書、白色申告者は収支内訳書も必要
※ ⑥から⑧は民間事業者、リース事業者、ESCO事業者それぞれ必要です		
⑨	省エネルギー診断結果報告書の写し	昨年度までに受診済みの場合
⑩	-1 賃貸借契約書の写し -2 所有者からの承諾書 <sup>1</sup> (賃借の場合、様式任意)	補助対象事業所の所有者以外が申請する場合
⑪	リース契約書(案)、料金計算書(案)	リースによる場合
⑫	パフォーマンス契約書(案)、料金計算書(案)	ESCO事業の場合

- ・非課税事業のみを行う場合等で県税事務所から納税証明書の発行が受けられない場合は、非課税の根拠となる書面(例:定款、寄付行為)を提出してください。
- ・見積書は、補助対象経費及び補助対象外経費の内訳がわかるようにしてください。  
(見積書の項目について、対象経費は○、対象外経費は×を記載する 等)  
複数の設備を導入する場合(例:空調とLED)、それぞれの設備ごとに経費がわかるようにしてください。
- ・必要に応じて、別途書類を提出していただく場合があります。

<sup>1</sup> ⑩-2 は賃貸借契約書に所有者の許可なく工事できる旨の記載がない場合以外は必須

## (6) 審査・選定

審査は、申請書類について書面審査を行います。書面審査を行った後、外部有識者による選定委員会の審査（7月中旬予定）を経て、予算の範囲内で採択可否を決定します。

選定に当たっては、次式で算出される費用対効果（CO<sub>2</sub>を1単位削減するのに要する補助金額）を基礎として、次の事項を優先のうえ決定します。

なお、審査の経過や採択結果等に関する照会には一切お答えできませんので、予めご承知おきください。

費用対効果の算出方法： $A \div (B \times C)$

A：補助金申請額

B：様式第2号※の計算方法で算出される年間CO<sub>2</sub>削減量

C：財産処分制限期間（10年間。ただし法定耐用年数が10年未満のものはその法定耐用年数）

(審査にあたって優先する事項)

- ・みなし大企業<sup>2-1</sup>及びこれに準ずる者でない事業者からの申請
- ・照明設備以外の申請
- ・同一事業所において「暑さ対策設備等導入事業」を同時申請し、かつ本補助金における補助対象事業が空調設備であり、県が相乗効果のある事業と認める場合
- ・同一事業所において「スマート省エネ技術導入事業」を同時申請し、県が相乗効果のある事業と認める場合
- ・「埼玉県SDGsパートナー登録制度<sup>2-2</sup>」登録事業者からの申請
- ・埼玉県エコアップ認証<sup>2-3</sup>を受けた事業者からの申請
- ・埼玉県が実施する省エネ診断事業を、過去3か年度以内に受診した事業者からの申請
- ・年間CO<sub>2</sub>削減予測量が多い事業
- ・その他、県が審査において必要と認める事項

<sup>2-1</sup>みなし大企業：次のいずれかに該当する中小企業者をいいます。

ア 発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上を同一の大企業が所有

イ 発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上を大企業が所有

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占有

<sup>2-2</sup>詳細は <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0102/sdgs/saitama-sdgs.html#partner> 参照

<sup>2-3</sup>埼玉県エコアップ認証制度は、環境マネジメントに取り組み、かつ、CO<sub>2</sub>削減及び廃棄物の排出抑制等環境負荷低減に優れた取組をしている事業所を県が認証する制度です。

## 〈様式第2号（照明設備の年間CO<sub>2</sub>削減量算出について）〉

	稼働時間・日数	CO <sub>2</sub> 排出量算出上の稼働年数
原則	標準時間 (8時間/日、260日/年)	財産処分制限期間（10年間。ただし法定耐用年数が10年未満のものはその法定耐用年数）
例外	任意の時間を記入 (標準時間と著しい差異がある場合)	いずれか短い期間の方 ①財産処分制限期間 ②導入後設備の光源寿命÷年間稼働時間（小数点以下繰り上げ）

- ・標準時間を大幅に超過するために任意時間を使う場合は、就業規則などの稼働時間が標準時間を超過できる書類を提出してください。就業規則に定めている労働時間等により稼働時間を確認します。
- ・任意時間の様式で算出する場合についても、償却資産登録年数は法定耐用年数とする。
- ・要領9ページの③のカタログについては、必ず「型番、消費電力、光源寿命」が確認できるものを添付してください。

### （7）審査・選定にあたっての留意事項

- ・申請書類のうち、事業計画書（様式第2号）の作成にあたっては、補助対象設備にかかる財産処分制限期間は10年間（ただし法定耐用年数が10年未満のものはその法定耐用年数）です。法定耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）によります。不明な場合は、税理士等に確認してください。（県では回答をしておりません）

URL : [https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws\\_search/lsg0500/detail?lawId=340M50000040015](https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=340M50000040015)

- ・補助金の交付にあたっては、補助対象事業にかかる設備等が申請した法定耐用年数どおり償却資産台帳に登録することが必要です。（照明の任意時間の様式の場合も含む。）
  - ・そのため、申請時に予定していた法定耐用年数どおり償却資産台帳に登録できなかった場合は、補助金の返還対象となる場合があります。
- ※償却資産台帳に登録せず、修繕費等で経理処理を行った場合等も同様です。

### （8）交付決定<sup>345</sup>

審査・選定の結果に基づき、予算の範囲内で補助金の交付決定をした補助対象者（以下「交付決定者」といいます。）に、交付決定通知書を送付します。

交付決定時期は、7月末頃を予定しています。

また、交付決定に当たっては、申請内容の修正や条件等を付す場合があります。

なお、不交付のときは、不交付決定通知書を送付します。

<sup>3</sup> 交付決定した補助金額は、補助金交付の限度額を示すものとなります。

<sup>4</sup> 補助金の交付（支払）は、工事完了以後となります。

<sup>5</sup> 採択された場合でも申請金額を減額する場合があります。

### 3. 補助対象事業の実施

#### (1) 事業の開始

交付決定者は、交付決定通知日以後、速やかに補助事業に着手するとともに、県に報告してください。着手とは、補助事業を達成するための行為を開始することであり、**契約の締結、または発注**することをいいます（着工のことではありません）。そのため、見積書を再度取得する、施工業者と打ち合わせを開始するといった内容は含みません。

なお、交付決定後1か月以内に補助事業に着手し、着手した日から2週間以内に県に報告を行ってください。

＜県への提出物＞

- ・事業開始届（様式第6号）
- ・契約書または発注書（写し）

※補助事業の着手が交付決定から1か月を過ぎる場合は、事前に県に御相談ください。

※交付決定通知日以前に着手した場合は、補助事業の対象外となります。

#### (2) 事業内容等に係る変更

交付決定者は、事業の実施中に交付申請の内容等に係る変更（事業内容、事業費<sup>6</sup>、事業者名、代表者名、住所等）が発生する見込みとなった場合には、**独自に判断せず直ちに県に報告のうえ、県の指示<sup>7</sup>に従ってください**。また、県から提出依頼があった場合は速やかに提出してください。

事前に県への相談を行わなかった場合や指示に従わなかった場合等は、変更内容部分にかかる事業を補助対象外とするほか、事業全体の交付決定を取り消すことがあります。

なお、変更により要綱・要領の規定要件を満たさなくなった場合も補助対象外です。

＜県への提出物＞

- ・変更（廃止）承認申請書（様式第7-1号）※承認が必要な場合
- ・事業変更届（様式第9号）※軽微変更など報告のみ必要な場合
- ・変更（廃止）事業計画書（様式第8-1号）
- ・その他、知事が必要と認める書類

#### (3) 補助対象事業の状況報告

県は、必要に応じて、補助対象事業の進捗状況について報告を求める場合があります。この場合、「補助事業遂行状況報告書（様式第11号）」及び「実施状況報告書（様式第12号）」を提出していただきます。

＜県への提出物＞

- ・補助事業遂行状況報告書（様式第11号）
- ・実施状況報告書（様式第12号）

<sup>6</sup> 変更後の補助対象経費が30万円未満となる場合や年間CO<sub>2</sub>削減量が3トン未満となる場合、補助金は交付しません。

<sup>7</sup> 補助事業の変更を承認するにあたり、必要に応じて交付決定の内容を変更し、又は条件を付す場合があります。

#### (4) 補助対象事業の廃止

交付決定者は、次の場合には、以下の書類を提出し、承認を得てください。

- ・ 事情により補助対象事業の廃止をしようとする場合
- ・ 要綱で定める補助金以外の補助金又は助成金を受給することが決定した場合（受給決定から14日以内に提出してください）。

<県への提出物>

- ・ 変更（廃止）承認申請書（様式第7-1号）
- ・ 変更（廃止）事業計画書（様式第8-1号）

#### (5) 実績報告

交付決定者は、工事完了かつ施工業者への支払い（原則、**金融機関による振込**）が完了したときは、速やかに次の書類を提出期限までに提出してください。

**【提出時期】** 工事完了かつ支払い完了後、速やかに（概ね30日以内）提出すること

**【最終提出期限】** 令和4年2月10日（木） [必着・厳守]

ただし、当該年度内での補助金の支払いを希望する場合の期限は  
令和4年1月31日（月）

<県への提出物>

- ・ 実績報告書（様式第13-1号）
- ・ 事業実績書<sup>8</sup>（様式第14-1号）

※以下の添付してください。

- ①決算証拠書類<sup>9</sup>（施工業者への支払いが確認できるもの）、納品書
- ②工事請負契約書、又は工事注文書及び注文請書の写し
- ③補助事業の実施を示す写真（施工中・施工後のもの）
- ④省エネルギー診断結果報告書の写し（交付申請時に提出しなかった場合）
- ⑤リース契約書及び料金計算書（リースの場合）
- ⑥パフォーマンス契約に関する契約書及び料金計算書（ESCO事業の場合）
- ⑦補助対象設備に関する償却資産台帳の写し<sup>10</sup>（実績報告提出時点で資産登録が完了している場合、資産計上できる場合）

<sup>8</sup> 実績報告書に不備等がある場合、支払いが遅くなる場合があります。

<sup>9</sup> 決算証拠書類とは、領収書の写し等支払いが完了していることを示す書類をいいます。なお、手形や小切手による支払いの場合は、事前に県へ報告してください。この場合、振出日ではなく施工業者が領収（資金化）した日が完了日となります。また、ネットバンキングによる振込みの場合、振込み手続きを行った時点の確認資料（当該画面の印刷など）では認められませんので、振込が完了したことがわかる資料をご提出ください。（例：振込指定日12/15、手続日12/10の場合、12/10に作成された書類では不可です。振込指定日以降（12/15以降）に作成された書類である必要があります。）

<sup>10</sup> 資産登録が完了していない場合、資産登録が完了次第の提出で構いません。

## 4. 実績報告以後

### (1) 補助金額の確定、補助金の交付<sup>11</sup>

実績報告の提出後、実績内容を審査し、必要に応じて現地確認を経てから「補助金額の確定通知」を送付します。交付決定者は、当該通知の受領後、次の書類を県に提出してください。

＜県への提出物＞

- ・補助金交付請求書（様式第16号）
- ・振込先口座がわかる資料（通帳の写し等）

### (2) 交付決定の取り消し

次の場合、補助金の交付決定を取り消す場合があります。この場合で、既に補助金が交付されているときは、交付した補助金の全部又は一部を返還していただきます。

- ①補助対象者が、不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- ②補助対象者が、補助金を他の用途に使用したとき
- ③その他、交付要綱の規定及び交付の条件に違反する行為があったとき

### (3) 導入効果報告書の提出<sup>12</sup>

補助金受領者は、導入設備等の施工完了後1年後を目途に県が導入効果報告書（様式第5号）を提出していただきます。この報告により、補助対象事業の効果等を検証します。なお、提出のない場合は、補助金の返還対象となります。

＜県への提出物＞

- ・導入効果報告書（様式第5-1号）

### (4) 補助金の経理

補助金受領者は、補助対象事業に関する収支簿を備え、他の経理と明確に区分して補助事業の収入額と支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしてください。

当該収支簿と補助事業に関する書類については、補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければなりません。

<sup>11</sup> 補助金の交付は、精算払いとし、口座振替により支払います。補助金交付請求書には振込先の口座内容の分かるもの（通帳等の写し）を添付してください。

<sup>12</sup> 導入効果報告書の提出は工事完了後1年後となりますので、必ず提出してください。

## (5) 補助事業により取得した財産の管理

補助金受領者は、本補助金で取得、又は効用の増加した財産等（取得財産等）を当該資産の処分制限期間内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。）しようとするときは、事前に処分内容等について県の承認を受けなければなりません。また、知事の承認を受けて処分した場合は、補助金の全部又は一部に相当する金額を返還していただくことがあります。

なお、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。

<県への提出物>

・財産処分承認申請書（様式第17号）
--------------------

## 省エネルギー診断の受診について

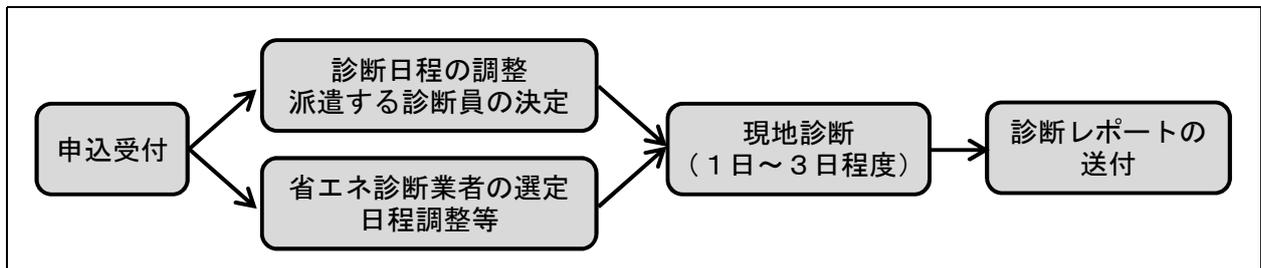
本補助金の交付に当たり、年間エネルギー使用量（原油換算値）が100キロリットル以上の事業所については省エネルギー診断の受診をお願いします。ただし、ESCO事業の場合は受診の必要はありません。

県が診断機関として次の2つを指定しております。年間のエネルギー使用量（原油換算値）に応じ、いずれかの機関に直接お申し込みください。

### [県が指定する診断機関]

- ア エネルギー使用量（原油換算値）が年間15～1,500キロリットル未満
  - ・ 診断機関：埼玉県〈無料〉
  - ・ 連絡先：048-830-3021
  - ・ URL：<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/shouenenavi.html>
  
- イ エネルギー使用量（原油換算値）が年間100キロリットル以上
  - ・ 診断機関：一般財団法人省エネルギーセンター「省エネ最適化診断」
  - ・ 連絡先：03-5439-9732
  - ・ URL：<http://www.eccj.or.jp/> ※一部有料

### [一般的な診断のながれ]



- ※1 申込受付後に事前ヒアリングや準備いただく資料を依頼します。
- ※2 お申込みから診断レポートの送付まで概ね2～3カ月程度要しますが、新型コロナウイルス感染拡大の状況により、さらに期間がかかる場合があります。
- ※3 申込先が埼玉県の場合、エネルギー使用量の大きさや申請内容などにより現地診断日数が数日となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

### [本補助金との関連]

#### (1) これから受診する場合

本補助金の交付申請までに省エネ診断の申込をしてください。交付申請までに申込ができない場合は、交付決定後速やかに申込を完了してください。

#### (2) 過去にいずれかの診断機関で受診済の場合

本補助金の交付申請の日から起算して過去3年以内に受診済の場合、改めて診断することは要しません。この場合、交付申請時に診断レポートの写しを提出してください。なお、受診済とは、診断実施機関から診断レポートを受領していることを指します。

## ESCO契約の概要

項目	ギャランティード・セイビングス契約 (自己資金型)	シェアード・セイビングス契約 (初期投資ゼロ型)
概要	民間事業者が改修工事費の資金調達を行い、ESCO事業者は計画・設置した設備の省エネ効果を保証します。民間事業者は省エネ効果を原資として資金回収を行い、サービス料をESCO事業者に支払う契約です。	ESCO事業者が改修工事費の資金調達を行い、ESCO事業者は計画・設置した設備の省エネ効果を事業者に保証します。民間事業者は省エネ効果を原資としてサービス料を支払う契約です。
省エネルギー改修工事の資金調達・所有者	民間事業者	ESCO事業者
キャッシュ・フロー		

※一般社団法人ESCO・エネルギーマネジメント推進協議会「新版 ESCOのススメ」から転載（一部加工）

## ESCO事業における対象範囲等

- 本補助金では、削減された光熱水費をもって設備改修費用等の全額を賄えない場合であっても、事業者とESCO事業者との間で締結するパフォーマンス契約の範囲内であれば（当事者間の合意があれば）補助対象事業とします。
- 設備改修等に関して、パフォーマンス契約における保証対象（エネルギー使用量や光熱水費等）は問いませんが、当該設備改修によってCO<sub>2</sub>排出量の削減効果があるものとします。  
 なお、パフォーマンス契約においてCO<sub>2</sub>排出量の削減効果を必ずしも規定する必要はありません。ただし、パフォーマンス契約におけるESCOサービス料については、本補助金額に相当する金額が減額されることを条件とします

**本補助金と「埼玉県環境みらい資金融資」との併用活用のご案内**  
 (環境みらい資金 URL : <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/miraishikin>)

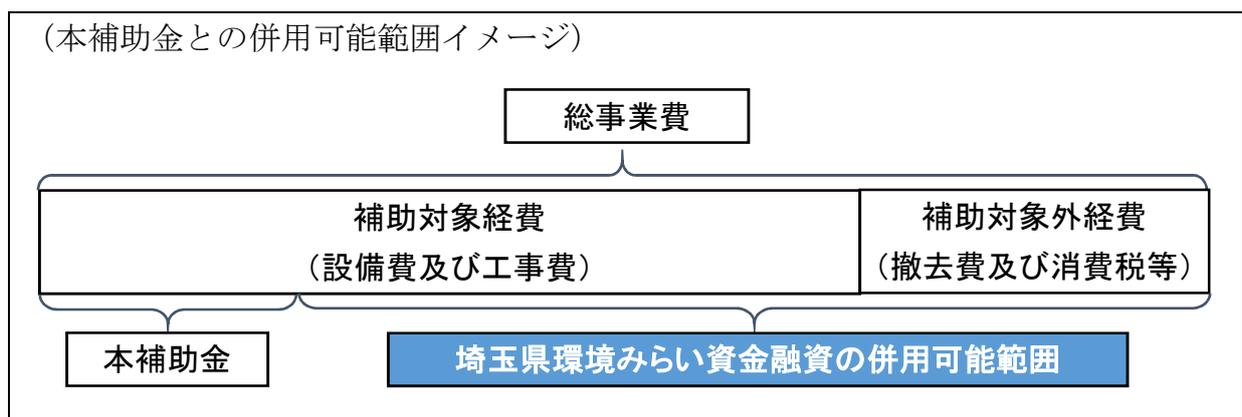
- 県では、CO<sub>2</sub>等の温室効果ガスの排出量削減対策に取り組むために必要な設備等費用について、金融機関から低金利かつ長期固定により借り入れができる埼玉県環境みらい資金融資（制度融資）を設けています。
- 本補助金の補助対象事業について、埼玉県環境みらい資金融資との併用が可能です。詳しくは県までお問い合わせください。

**【融資条件】**

融資限度額	1億5,000万円
融資利率	年0.30%以内（信用保証付きの場合は年0.01%以内）、固定金利
返済期間	10年以内（融資額が3,000万円以内の場合は7年以内）
返済方法	1年以内据置可、元金均等月賦償還
取扱金融機関	県内に本・支店のある銀行、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫
信用保証	取扱金融機関との協議により、必要に応じて埼玉県信用保証協会の信用保証を付します。
担保・保証人	取扱金融機関（含む、信用保証を付す場合は埼玉県信用保証協会）と協議して定めていただきます。

(注) 信用保証付きの場合は、別途信用保証料が必要となります。

(注) 県による認定審査のほか、取扱金融機関（含む、信用保証を付す場合は埼玉県信用保証協会）による審査があります。審査の結果によってはご希望に添えない場合もあります。



(お問い合わせ・申請書類のダウンロードはこちらまで)

埼玉県環境部温暖化対策課 計画制度・排出量取引担当

住 所：〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-15-1

T E L：048-830-3021

F A X：048-830-4777

M a i l：a3030-04@pref.saitama.lg.jp

U R L：<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/co2hojo.html>